



角田市佐倉地区に県営高田萱場地区土地改良事業(区画整理事業)が計画確定

## あぶくま川水系角田地区 土地改良区の概要

(令和5年4月1日現在)

組合員数	5,054名
管理面積	5,069ha
排水機場	9施設
揚水機場	123施設
ため池	58施設



県営尾袋川東地区

令和5年8月1日 発行

- 発行 者／あぶくま川水系角田地区土地改良区
- 発行編集人／理事長 面川 義明
- 印 刷／佐藤印刷株式会社

住 所／宮城県角田市角田字中島下458番地

電 話／0224-63-1234 FAX／0224-63-1358

E-mail／abukuma@kakuda-midori.net

H P／<http://www.kakuda-midori.net/>



# ごあいさつ

あぶくま川水系角田地区土地改良区

理事長

面川 義明



組合員の皆様には、日頃より土地改良区事業運営にあたり温かいご理解と多くのご支援ご協力をいただき心から感謝を申し上げます。

今年の田植えは、春先からまとまった雨が降らず阿武隈川など河川の水位も例年よりも低下し、計画していた取水量確保が困難となり、また管内58か所のため池の貯水量も例年の8割以下ということで田植え時期の水不足が心配されました。そのような中であって各地区の用排水調整委員の皆様や組合員の皆様の昼夜を厭わぬ献身的なご協力をいただきまして無事に田植作業を終えることが出来ました。あらためて感謝申し上げます。

さて、土地改良区が当面する課題を申し上げます。一つは、地域内排水事業に対する経費負担についてです。従来から土地改良区が行政当局から管理業務委託を受けている排水機場は、建設にあたり農水省管轄および宮城県農政部管轄事業であることから、農業農村整備事業（国営施設応急対策事業）の恩恵を受ける最大の受益者は農地を所有する農家であり受益者である農家が負担することは当然という考えのもとに現在に至っております。

しかし、近年は頻発する異常気象に伴いゲリラ豪雨など予期せぬ降雨への対応が求められています。令和元年東日本台風は角田市・丸森町に未曾有の洪水被害をもたらしたことから東北農政局など行政当局を中心に「防災・減災構想」等を策定し治水対策の検討が始まりました。その中で、管内（伊具盆地）特有の地形である地域のほぼ中央を阿武隈川が流れ、しかも上流である丸森町から下流の角田市北郷地区まで殆ど海拔差がないことから、大雨時の内水による洪水対策が藩政時代からの大きな課題です。現在でも管内地域づくりの根本的課題は、治水対策であり内水による洪水対策にあるといえます。

土地改良区が管理している国営江尻排水機場など管内の排水機場は、地域内排水機能を有し農地を洪水被害から守るばかりではなく中心市街地等の洪水被害から住民の生命財産を守り全ての地域住民が恩恵を受けるという極めて公共性が強い重要施設とし

て再認識されました。また、昨今の低米価と肥料代・電気料金など生産資材の高騰などでコメ作りを諦める組合員が続出し、生産現場は正しく激動の日々を過ごしています。耕作を諦めた農地は、地域の担い手農家等に集積されます。地域の大切な財産である農地を預かりながらなおかつ土地改良区賦課金として公共性が極めて高い地域内排水に要する経費を数少ない担い手農家等に更なる負担を求めることとなります。このままでは、経営を断念する担い手農家が相次ぐのではと危惧しております。土地改良区といたしましても、地域内排水に掛る排水経費は行政負担にさせていただくため要請活動を進めていきますので組合員のみなさまのご理解をよろしくお願い致します。

二つ目は、女性理事登用についてです。令和5年3月17日に開催の第9回通常総代会において女性理事を2名加えて理事の定数を現在14名から16名とする定款変更を可決承認していただきました。これは、男女共同参画社会基本法が平成11年に施行され、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で男女共同参画社会の実現は、喫緊の課題となっています。土地改良区においても閣議決定において2025年度までに理事に占める女性の割合を10%以上にすることが成果目標とされました。

全国的に土地改良区の男女共同参画はひと昔前から全く進んでいないといわれています。

当土地改良区においては、これからの事業推進をする上で市民の更なる理解を深めるため女性の皆様の事業参加が必要不可欠であるとの認識のもとに今回定款改正により女性理事2名を選出することいたしました。女性理事を誕生させるため準備を進めているところですので組合員の皆様のご理解をお願いいたします。

結びに、更なる地域内排水強化に向け農林水産省をはじめ宮城県並びに角田市・丸森町など関係機関の皆様には「角田市・丸森町」国営土地改良事業二期工事の早期事業採択に向けご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げまして挨拶といたします。

# 国営角田土地改良事業(国営施設応急対策)の実施状況

阿武隈土地改良調査管理事務所 角田支所

## 1. はじめに

本事業は、前歴事業の国営角田土地改良事業(昭和59年度～平成7年度)で整備された江尻排水機場の性能低下や大規模地震に対応するため、令和元年8月に着工し、令和8年度までの予定で江尻排水機場の施設機能の保全と耐震化のための整備を行っていきます。

## 2. 令和4年度の工事実施内容

昨年度は、以下の工事を実施しました。なお、⑥～⑨は令和5年度も継続実施。

工 事 件 名	工 期	内 容
①江尻排水機場仮棧橋設置工事	R4. 1 ~R4. 5	仮棧橋下部工設置
②江尻排水機場第3第4制水門ゲート設備改修工事	R3. 11~R4. 12	第3、4制水門ゲート補修
③江尻排水機場自家発電機ほか改修工事	R3. 11~R5. 3	自家発電機、換気設備等更新
④江尻排水機場第1制水門ゲート設備改修工事	R4. 9 ~R5. 3	第1制水門ゲート補修
⑤江尻排水機場仮棧橋設置(その2)工事	R4. 11~R5. 3	仮棧橋上部工設置
⑥江尻排水機場除塵設備製作据付工事	R4. 1 ~R5. 11	除塵機更新
⑦江尻排水機場ポンプ設備補修工事	R4. 12~R8. 3	2号、4号ポンプ設備補修
⑧ICT排水管理設備製作据付工事	R3. 11~R5. 6	排水管理設備 (ICTモデル事業)
⑨ICT排水管理設備製作据付(その2)工事	R4. 11~R5. 6	計装設備等 (ICTモデル事業)



第3,4制水門ゲート補修



自家発電機更新



第1制水門ゲート補修



仮棧橋設置

## 3. 令和5年度の工事計画

上記⑧、⑨は6月で完了しました。上記⑥、⑦は、現在も実施中であり、今後、新たに下表の工事を行います。工事の実施中は、江尻排水機場の周辺において工事車両等の出入りが頻繁になりますので、付近を通行の際には十分にご注意頂くとともに、工事車両等の通行へのご協力をお願い致します。

工 事 件 名	工 期	内 容
①江尻排水機場4号吸水槽耐震補強工事	R5. 6 ~R6. 3	4号吸水槽耐震補強



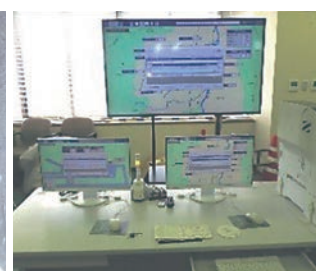
除塵機更新



ポンプ設備(現況)



4号吸水槽(現況)



ICT排水管理設備設置



# 第11回臨時総代会開催

令和4年8月24日午前9時30分より当土地改良区2階大会議室に於いて第11回臨時総代会が開催されました。議案は、令和3年度一般会計収支決算並びに令和4年度一般会計収支補正予算等を審議いたしました。今回の議長は、館矢間地区菊池清弘総代によって進められ、報告事項及び提案した3議案は、すべて承認又は原案可決されました。提案した議案は次のとおりです。

## 第11回臨時総代会提案議案

報告1号	監査結果の報告について
第1号議案	令和3年度一般会計収支決算及び事業報告書並びに財務諸表の承認について
第2号議案	令和4年度一般会計収支補正予算について
第3号議案	令和5年度賦課事務及び賦課金徴収の方法について

### 第11回臨時総代



理事長挨拶



議長 館矢間地区菊池清弘



総代会の様子①



総代会の様子②

## 総代補欠選挙執行

第5選挙区（北郷地区）故齋藤孝総代の逝去に伴い総代補欠選挙の告示を令和5年2月8日に行いました。

この結果、無投票により総代に馬場繁浩氏（62歳）が当選し令和5年2月16日付で就任となりました。

任期は令和8年5月24日までとなります。

# 第9回通常総代会開催

令和5年3月17日午後1時30分より、角田市市民センター 201会議室に於いて第9回通常総代会が開催されました。

議案は、令和4年度一般会計収支補正予算並びに令和5年度一般会計収支予算等を審議いたしました。今回の議長は、角田地区仙石利幸総代によって進められ、報告事項及び提案した21議案は、すべて承認又は原案可決されました。提案した議案は次のとおりです。

## 第9回通常総代会提案議案

- |        |  |
|--------|--|
| 報告1号   | 中間監査結果の報告について                              |
| 承認1号   | 令和4年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について         |
| 承認2号   | 令和4年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について         |
| 承認3号   | 令和4年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について         |
| 第4号議案  | 令和4年度県営尾袋川東地区土地改良事業(区画整理事業)の分担金計画変更について    |
| 第5号議案  | 日本政策金融公庫資金借入金の変更について                       |
| 第6号議案  | 令和4年度災害復旧事業の計画変更について                       |
| 第7号議案  | 令和4年度一般会計収支補正予算について                        |
| 第8号議案  | あぶくま川水系角田地区土地改良区定款の一部変更について                |
| 第9号議案  | あぶくま川水系角田地区土地改良区役員選挙規程の一部変更について            |
| 第10号議案 | 令和5年度賦課事務及び賦課金徴収の方法について                    |
| 第11号議案 | 令和5年度地区除外決済金の徴収方法について                      |
| 第12号議案 | 令和5年度施設使用負担金の徴収基準及び徴収方法について                |
| 第13号議案 | 令和5年度一般会計の支出予算中款内流用について                    |
| 第14号議案 | 令和5年度中谷地・沼尻地区水利施設整備(基幹水利施設保全型)事業の分担金計画について |
| 第15号議案 | 令和5年度桜地区水利施設整備(基幹水利施設保全型)事業の分担金計画について      |
| 第16号議案 | 令和5年度新小齋地区水利施設整備(基幹水利施設保全型)事業の分担金計画について    |
| 第17号議案 | 令和5年度県営尾袋川東地区土地改良事業(区画整理事業)の分担金計画について      |
| 第18号議案 | 令和5年度高田萱場地区土地改良事業(区画整理事業)の分担金計画について        |
| 第19号議案 | 日本政策金融公庫資金の借入及び利率並びに償還方法について               |
| 第20号議案 | 令和5年度一般会計収支予算について                          |
| 第21号議案 | 令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業の加入及び計画並び施行について        |



議長 角田地区仙石利幸総代



総代会様子



角田市黒須市長挨拶

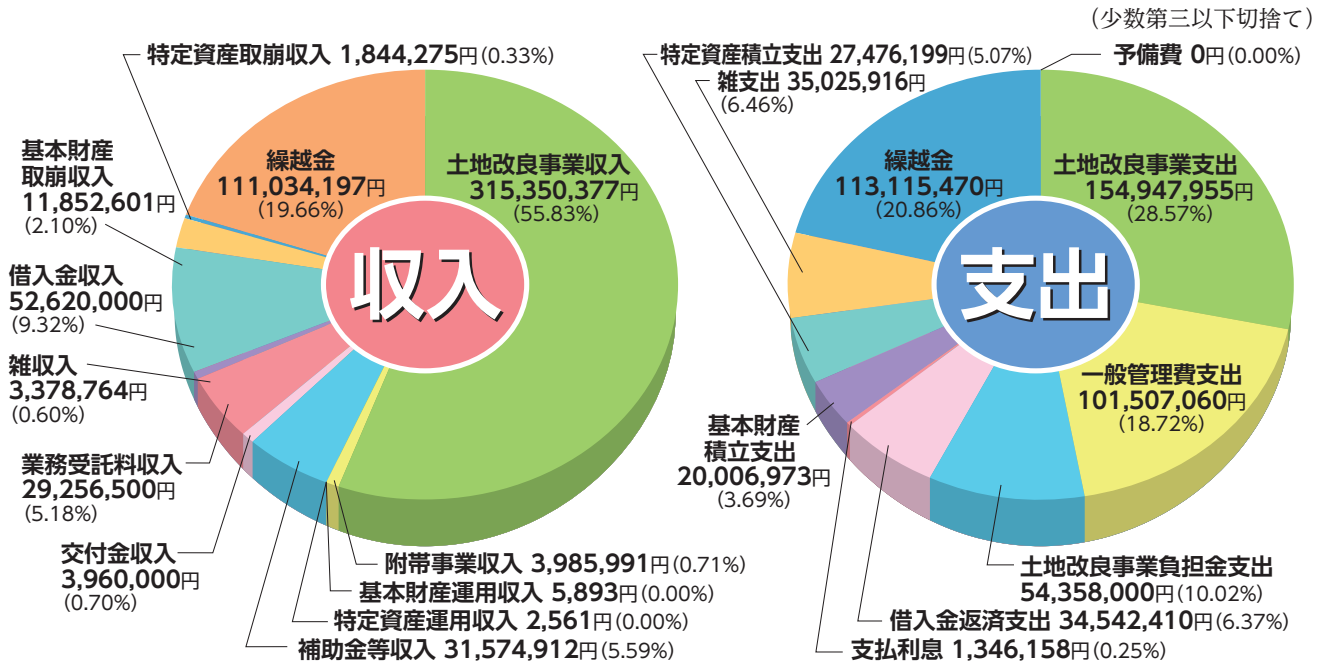


丸森町保科町長挨拶

# 令和3年度一般会計収支決算

令和3年度一般会計収支決算額

収入 564,866,071円  
支出 542,326,141円



## 貸借対照表

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>160,092,212</b>	<b>流動負債</b>	<b>54,656,325</b>
現金及び預金	113,115,470	未払金	21,701,571
未収賦課金等	2,698,694	預り金	23,499
その他未収金	44,265,000	短期借入金	31,413,255
貯蔵品	13,048	適正化事業拠出金短期未払金	1,518,000
<b>固定資産</b>	<b>1,651,697,950</b>	未払消費税	0
基本財産	162,975,765	<b>固定負債</b>	<b>308,695,015</b>
備荒積立金	80,125,810	公庫資金等長期借入金	233,435,220
事業積立金	82,849,955	適正化事業拠出金長期未払金	792,000
特定資産	1,343,972,925	職員退職給付引当金	72,290,777
所有土地改良施設		役員退任慰労引当金	2,177,018
(土地改良区)	203,021,878	<b>負債合計</b>	<b>363,351,340</b>
(国、都道府県)	814,968,213	<b>正味財産の部</b>	
土地改良施設用地等	0	<b>指定正味財産</b>	<b>814,968,213</b>
財政調整積立資産	243,767,151	所有土地改良施設受贈益	814,968,213
職員退職給付引当積立資産	72,290,777	土地改良施設用地等受贈益	0
役員退任慰労金積立資産	2,177,018	(うち基本財産への充当額)	0
施設更新積立資産	1,547,770	(うち特定資産への充当額)	814,968,213
建物等更新積立資産	6,200,118		
その他固定資産	144,749,260	一般正味財産	633,470,609
土地	104,907,750	(うち基本財産への充当額)	0
建物	248,901	(うち特定資産への充当額)	0
機械及び装置	6,282,474		
車両運搬具	10		
器具備品	5,848,237		
ソフトウェア	5,219,000		
適正化事業拠出金	792,000		
長期未収賦課金等	20,858,888		
出資金	592,000		
<b>資産合計</b>	<b>1,811,790,162</b>	<b>正味財産合計</b>	<b>1,448,438,822</b>
		<b>負債・正味財産合計</b>	<b>1,811,790,162</b>

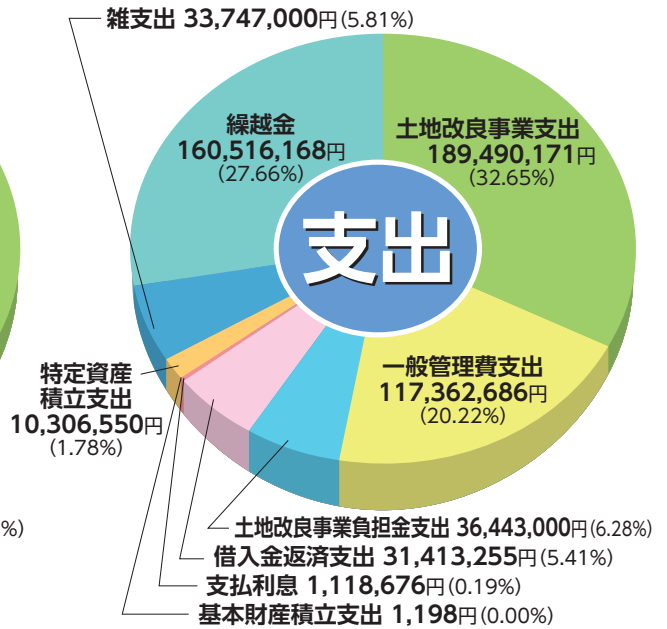
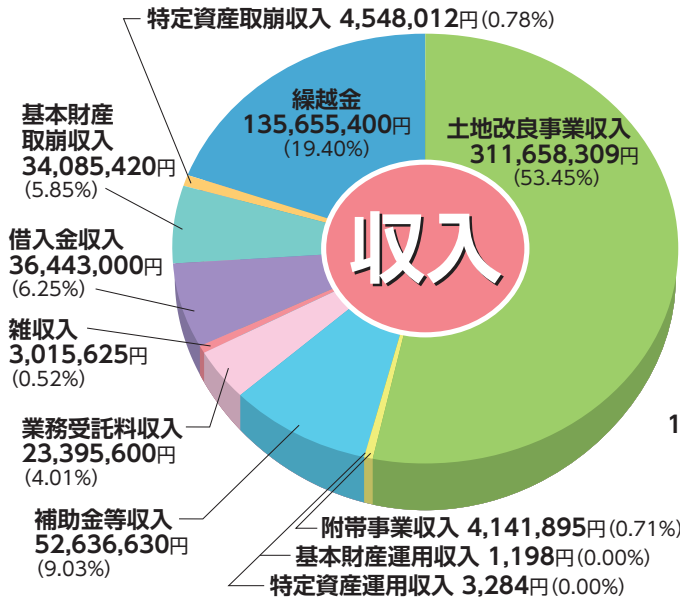


# 令和4年度一般会計収支決算

令和4年度一般会計収支決算額

収入 605,584,373円  
支出 580,398,704円

(少数第三以下切捨て)



## 貸借対照表

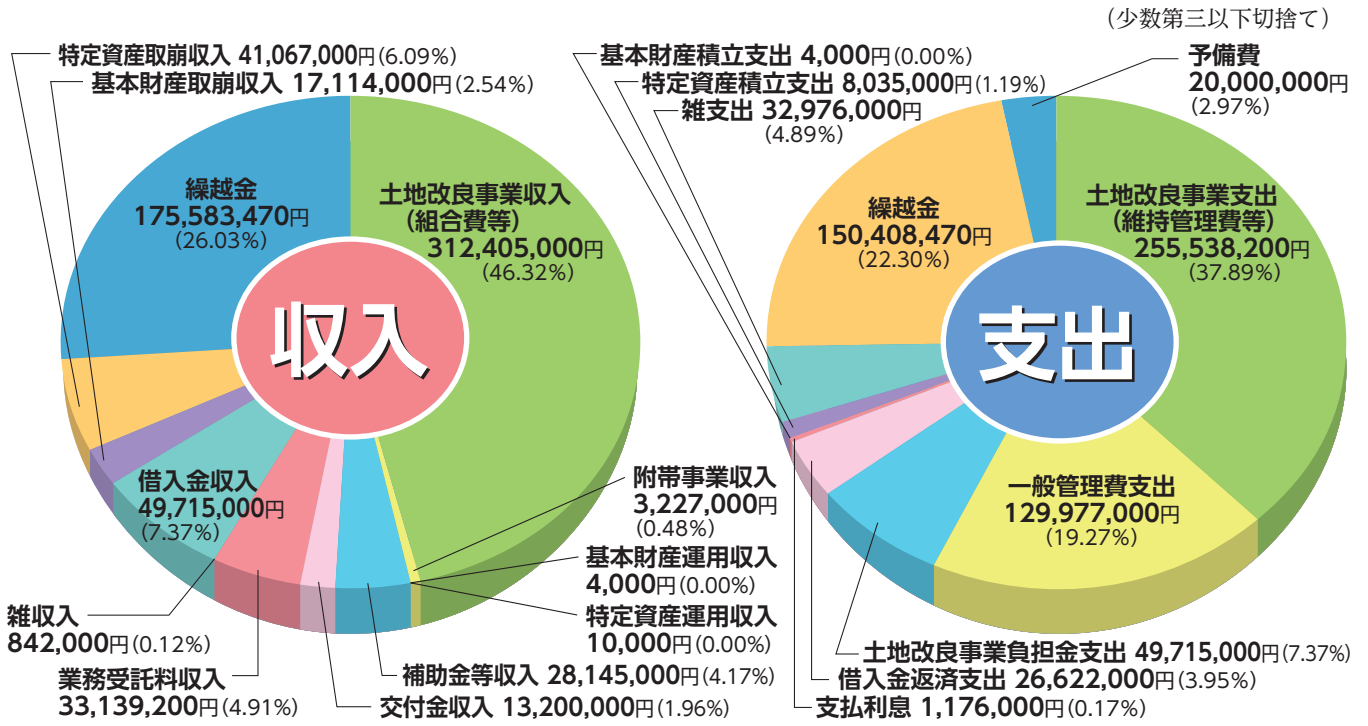
(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>204,323,182</b>	<b>流動負債</b>	<b>42,446,677</b>
現金及び預金	160,516,168	未払金	13,144,200
未収賦課金等	3,028,068	預り金	2,089,931
その他未収金	40,771,800	短期借入金	26,596,546
貯蔵品	7,146	適正化事業拠出金短期未払金	264,000
<b>固定資産</b>	<b>1,499,254,918</b>	未払消費税	352,000
基本財産	128,891,543	<b>固定負債</b>	<b>316,720,661</b>
備荒積立金	61,132,208	公庫資金等長期借入金	239,769,149
事業積立金	67,759,335	適正化事業拠出金長期未払金	528,000
特定資産	1,225,754,606	職員退職給付引当金	75,497,897
所有土地改良施設		役員退任慰労引当金	925,615
(土地改良区)	176,251,353	<b>負債合計</b>	<b>359,167,338</b>
(国、都道府県)	717,761,881	<b>正味財産の部</b>	
土地改良施設用地等	0	<b>指定正味財産</b>	<b>717,761,404</b>
財政調整積立資産	243,769,634	所有土地改良施設受贈益	717,761,404
職員退職給付引当積立資産	75,497,897	土地改良施設用地等受贈益	0
役員退任慰労金積立資産	925,615	(うち基本財産への充当額)	0
施設更新積立資産	5,348,048	(うち特定資産への充当額)	0
建物等更新積立資産	6,200,178		
その他固定資産	144,608,769	一般正味財産	626,649,358
土地	104,907,750	(うち基本財産への充当額)	0
建物	2	(うち特定資産への充当額)	0
機械及び装置	5,481,674		
車両運搬具	10		
器具備品	5,335,966		
ソフトウェア	5,219,000		
適正化事業拠出金	2,310,000		
長期未収賦課金等	20,762,367		
出資金	592,000		
<b>資産合計</b>	<b>1,703,578,100</b>	<b>正味財産合計</b>	<b>1,344,410,762</b>
		<b>負債・正味財産合計</b>	<b>1,703,578,100</b>

# 令和5年度一般会計収支予算

令和5年度一般会計収支予算額

収 入 674,451,670円



(単位：円)

収 入	項 目	本年度予算額
1	土地改良事業収入 (組合費等)	312,405,000
2	附帯事業収入	3,227,000
4	基本財産運用収入	4,000
5	特定資産運用収入	10,000
6	補助金等収入	28,145,000
7	交付金収入	13,200,000
8	業務受託料収入	33,139,200
9	雑収入	842,000
10	借入金収入	49,715,000
11	基本財産取崩収入	17,114,000
12	特定資産取崩収入	41,067,000
21	繰越金	175,583,470
計		674,451,670

(単位：円)

支 出	項 目	本年度予算額
1	土地改良事業支出 (維持管理費等)	255,538,200
3	一般管理費支出	129,977,000
4	土地改良事業負担金支出	49,715,000
5	借入金返済支出	26,622,000
6	支払利息	1,176,000
15	基本財産積立支出	4,000
16	特定資産積立支出	8,035,000
17	雑支出	32,976,000
21	繰越金	150,408,470
22	予備費	20,000,000
計		674,451,670



# 令和5年度 10a当り賦課金単価表

(単位：円)

## 【隈西地区】

### 1. 経常費賦課金 (排水費 + 用水費)

角田地域経常賦課金						
等級	1	2	3	4	5	6
田	8,852	8,458	8,064	7,670	7,276	394
畑	1,182	985	788	591	197	—

館矢間地域経常賦課金 7,225

### 2. 特別賦課金

県営館矢間西部ほ場整備	3,106
ほ場整備尾袋川東	30

○計算方法

(例)角田地域経常費賦課金1等級の水田

8,852円 × 面積 = R5年度経常費賦課金

## 【隈東地区】

### 1. 排水費

地区名 地域	隈 東			北谷地		坂津田		平 貫			大内
	A	B	C	A	B	A	B	A	B	C	均一
田	4,200	3,000	1,900	3,250	2,350	2,750	2,050	4,600	3,300	2,150	2,850
畑	2,520	1,900	1,300	1,950	—	1,800	—	2,800	2,050	1,450	1,500

### 2. 用水費

地区名 地域	隈東南	隈東北	藤 田	大 内		
	均一	均一	均一	A	B	C
田	5,050	5,150	7,100	3,400	3,100	2,800

### 3. 特別賦課金

事業地区名	枝野区画
単 価	100
償還期限	令和5年

○計算方法

(例)排水(隈東A)、用水(隈東南)の水田の場合

排水4,200円 + 用水5,050円 × 面積 = R5年度経常費賦課金

※組合費賦課金は全4期で徴収し、賦課金の割合は、均等割りいたします。

(端数は1期に加えます。)

※賦課金額2万円未満の場合は、1期(5月)に全額徴収します。

※区画整理済区域については事業に係る受益費が償還期限まで加算されます。

※施設使用に係る負担金については改良区へお問い合わせください。

※賦課金は土地改良区組織運営上、並びに事業遂行上必要な経費ですので、休耕又は転作した場合でも通常通り付加されます。



# 令和5年度 地区除外決済金

**決済金**とは、農地転用や公共事業による買収等で地区除外される場合に、残された農地が将来過剰負担にならないように、土地改良法第42条及び地区内農地転用に係る地区除外等処理規程により、長期借入金及び施設の維持管理費等の負債を一括納入していただくものです。

(10a当たり 単位：円)

【限西地区】

1. 土地改良事業決済金
  1. 館矢間西部ほ場整備 11,392
2. 維持管理事業決済金
  1. 江尻排水機場水系

等級	1	2	3	4	5	6
田	57,408	47,840	38,272	28,704	19,136	9,568
畑	28,704	23,920	19,136	14,352	4,784	—

2. 堀切排水機場水系 32,831
3. 用水事業（角田・丸森館矢間） 42,547

【限東地区】

## 1. 維持管理事業決済金（借入償還金含む）

地域別	田			畑		
	A	B	C	A	B	C
限東南地域	54,610	49,534	7,613	10,152	7,613	5,076
藤田地域	37,474	32,398	7,613	10,152	7,613	5,076
北谷地地域	48,178	43,101	—	10,154	—	—
坂津田地域	44,748	40,651	—	8,194	—	—
平貫地域	44,216	40,271	5,917	7,890	5,917	3,945
大内地域	28,386	26,791	25,197	6,403	※大内天水水掛かり 12,957	

お知らせ

## 土地改良区組合費賦課金の期別変更について

あぶくま川水系角田地区土地改良区では、今般の各種費用・口座手数料の値上げを受け組織運営の効率化等を図るため、令和5年度より賦課収納体制を8期から4期に変更させていただきました。

なお、賦課期別の変更により賦課金と施設使用負担の納入期限が下記のとおりとなっておりますので納期限内の納付にご協力をお願い致します。

期別	口座振替日	納期限
第1期	令和5年5月29日	令和5年5月31日
第2期	令和5年6月27日	令和5年6月30日
第3期	令和5年9月27日	令和5年10月2日
第4期	令和5年10月27日	令和5年10月31日
施設使用負担金	令和5年11月27日	令和5年11月30日

※納期限を過ぎると年10.95%の延滞金がかかりますので納期限内の納入をお願いします。



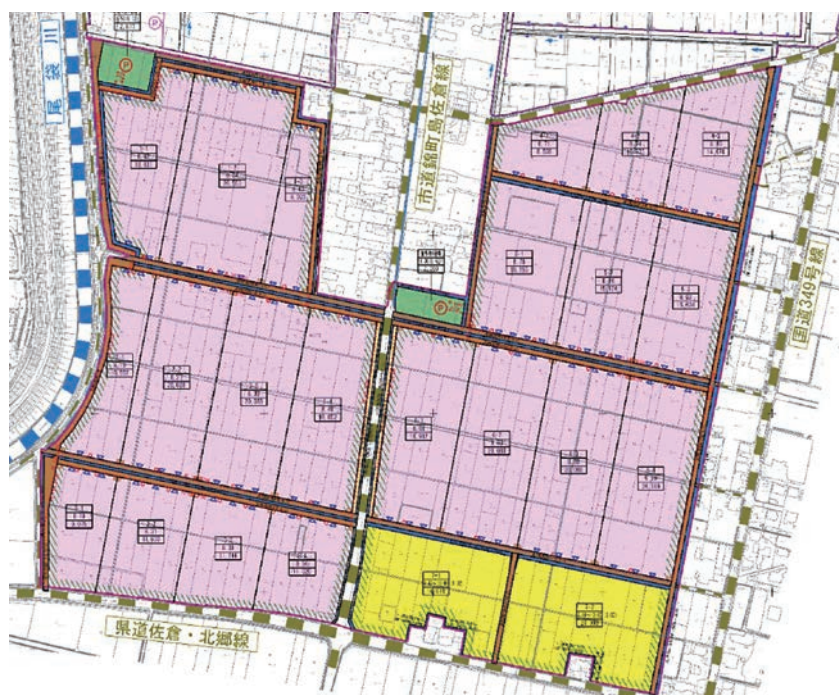
# ほ場整備事業について

## 県営高田萱場地区土地改良事業（区画整理事業）が令和5年度新規事業として計画確定されました！

角田市佐倉の高田萱場地区が県営高田萱場地区土地改良事業（区画整理事業）として、令和5年度より新規事業地区として計画確定されました。当事業は、ほ場整備面工事と合わせて「地区の農地を守り続けていく」、営農構想実現のための基盤整備を目的として、地区が選定した農業法人に地区の93.9%以上の農地を集積・集約化することを事業計画目標としております。

当地区では、高田萱場地区ほ場整備事業推進協議会（芳賀 光 会長）を核として、高田萱場地域が一丸となり事業推進と計画目標達成に向けて邁進しております。

### 【計画平面図】



凡 例	
	地区境界
	計画水田 (Σ A=325, 287m <sup>2</sup> ) (字高田A=162, 463m <sup>2</sup> ) (字萱場A=162, 824m <sup>2</sup> )
	計画畑 (A= 39, 511m <sup>2</sup> )
	揚水機場敷地
	暗渠排水区域
	支線道路 (4/5m)
	耕作道路 (3/4m)
	既設道路
	用水路 (パイプライン)
	排水路 (開水路)
	既設水路
	上段：耕区番号 中段：耕区標高 (TP. m) 下段：耕区面積 (m <sup>2</sup> )
	揚水機場
	給水栓 (12, 000m <sup>2</sup> /1箇所) または1筆に2箇所
	落水工 (4, 000m <sup>2</sup> /1箇所)
	進入路工

- 【事業概要】**
- 地区面積 42.6ha
  - 受益面積 36.5ha
  - 事業費 1,058百万円
  - 予定工期 令和5年度～令和12年度
  - 整備計画 整地工A=36.5ha、道路工、揚水機場改修、パイプライン、水管理省力化システム導入他
  - 事業費負担割合 国50%：県27.5%：市10%：農家12.5%
  - ※法人への集積計画目標を達成した場合、事業費農家負担相応分が助成金として交付されます。
  - 農地集積の手法 農地中間管理機構の活用



農事組合法人さくらファーム



# 揚排水機場の施設見学

当土地改良区では、土地改良区の役割を多くの方々に理解していただくため、揚排水機場他改良区管理施設の施設見学を行っております。

また、出前授業や揚排水機場の施設見学を随時受付しておりますのでご希望の方は改良区までお問い合わせください。

R4年度見学に来ていただいた団体

見学日	団体名	人数
R 4. 6.14	角田市立桜小学校	24
R 4. 7. 5	角田市立横倉小学校	19
R 4. 8. 5	あぶくま農学校	4
R 4.10. 8	舘矢間木沼地区保全会	10
R 4.11. 5	北郷地区まちづくり推進委員会	75
R 4.11. 7	福島県本宮市五百川水利組合	10
R 4.11.10	愛知県田原市土地改良区	26
R 4.11.21	角田市北郷小学校	29
R 4.12. 8	アルプス電気OB会	9
R 5. 2. 6	みやぎ農業振興公社	7

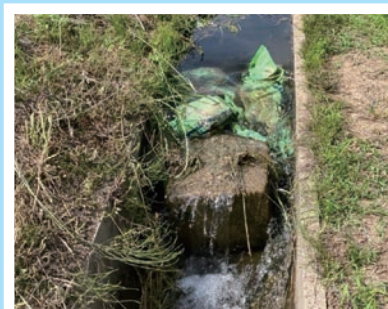
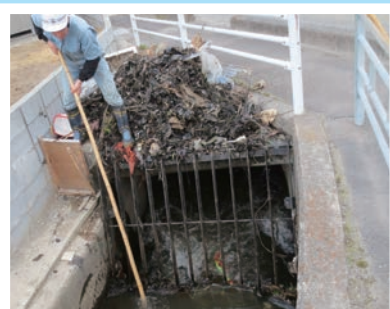


## 【組合員の皆様へのお願い】

### 貴重な農業用水です。水管理はこまめに！

草刈りした草やゴミを水路に流すと、スクリーンや分水工等に草が詰まり、**適正な用水量を確保できなくなっています**。また、用水路を完全に堰止めしたり、用水のかけ流しを行うと**下流の水田で用水不足になりますのでご注意ください**。

貴重な農業用水ですので、ご協力とご理解を頂けますようお願い致します。





# 国営造成施設管理体制整備促進事業



推進活動費300,000円  
負担割合（国50%、県25%、市25%）

## 啓発活動（出前学習、水利施設見学会）

（桜小学校、角田小学校、北郷小学校、横倉小学校）

出前学習は、管内小学校で土地改良区の役割や施設の持つ多面的機能、歴史について学びの場を提供致します。

近年話題になっている「SDGs（持続可能な開発目標）」と改良区の関係性についても学習を行い教育現場でも興味関心が高まっているのを実感しました。

水利施設見学会では、管内の水利施設（揚排水機場・用水路）を角田市のバスに乗り丸森橋の取水口から、末端の江尻排水機場まで職員が現地で説明しました。また、台山公園敷地内にある「江尻排水ポンプ展示館」では、江戸時代からの記録や高山上水翁の偉業、当時東洋一と謳われた江尻排水ポンプを見学しました。



角田小学校出前学習（SDGs）にて



北郷小学校水利施設見学会にて



横倉小学校水利施設見学会にて

## 啓発活動（EMによる水質浄化啓発活動・ゴミの不法投棄防止）

（桜小学校）

水路・環境美化とゴミの不法投棄防止、生態系保全を目的に、管内の小学校と角田市地域婦人会、桜地区環境部会、高蔵寺ホタル祭実行委員会の方々と共に、土壌改良や水質浄化効果があるEM（有用微生物群）を使用した美化啓発活動を実施しました。



桜小学校EM元氣玉作りにて



桜小学校EM発酵液作りにて



西根ホタル祭り実行委員会EM元氣玉作りにて

## 協定活動（環境美化啓発活動、施設の管理強化、職員の技能向上）

（㈱佐藤建設・環境を守る会、後沖地区環境を考える会、㈱東北宮川製作所、㈱谷工機社）

この度、国営造成施設管理体制整備促進事業はR4年度をもちまして事業完了となりました。土地改良区が管理する水利施設の持つ多面的機能について理解が得られ、事業にご協力いただいた関係機関、地域の皆様には心より感謝申し上げます。R5年度以降も水利施設管理強化事業にて出前学習・水利施設見学会等の多面的機能の普及啓発を継続的に行うとともに、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い致します。



# 令和4年度 主な土地改良事業紹介

## 県営水利施設整備事業



坪石揚水機場 取入口整備（補器設備・機械設備・電気設備更新）  
事業費：10,730,100円（負担割合：国50%、県29%、市14%、改良区7%）R3以降



沼尻排水機場 主ポンプ及びエンジン整備、補器類更新、建屋補修  
事業費：51,009,200円（負担割合：国50%、県29%、市14%、改良区7%）R3以降

## 令和4年度 農業水利施設機能保全緊急対策事業



大堀除塵機整備補修工事（電動モーター更新・ベルトコンベア整備等）  
事業費：11,055,000円（県75.0%、市15.0%、改良区10.0%）R4年以降



## 水難事故防止にご協力ください!!

近年農業用施設での水難事故が多発しており、当土地改良区でも、水難事故を防止する為に、小学校への啓蒙チラシ配布、看板や立て札、防護フェンスの設置、修繕等を行っております。

また、水路やため池周辺で釣りや水遊び等をする子供を見つけた場合は、「あぶないよ!」とご注意下さいますようお願い申し上げます。



## 新規採用職員紹介

令和5年1月1日から佐藤美穂を総務課会計係主事として新規採用致しました。また、令和5年7月1日付で齋藤啓二を総務課主査として任用することになりました。

今後のご活躍に期待いたします。

### ～今後の抱負～

今年より、職員として働かせていただいております佐藤美穂と申します。

一つ一つ業務を覚え、しっかりと務めたいと思います。

組合員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

## お疲れ様でした!

令和5年3月31日付で曳地翔太事業課用排水主事、また令和5年6月30日付佐藤進賦課徴収課長が都合により退職いたしました。共に奉職より永きに渡り、当土地改良区の健全な運営並びに事業の推進に多大なるご尽力をいただきました。

心より感謝申し上げますとともに今後のご活躍をお祈りいたします。



## 職員紹介

### 総務課

総務課長 高野 憲一  
課長補佐兼会計主任 山家 純子  
庶務係主事 八巻 海夕  
会計係主事 佐藤 楓  
会計係主事 佐藤 美穂  
主査 (再任用) 小野 則行  
主査 (再任用) 齋藤 啓二

### 事業課

事業課長 加川 敏広  
課長補佐 渡邊 寿伸  
事業係長 齋藤 匡  
事業係長 渡邊 賢  
用排水係主事 菅野 大樹  
用排水係主事 佐藤 藍斗

(令和5年7月1日現在)

## 訃報



総代 (北郷地区)  
齋藤 孝氏  
令和4年12月11日逝去

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに感謝申し上げ、ここに謹んで哀悼の意を表します。



# 組合員の皆様へ

## 組合員の資格に移動があった場合は届け出が必要です!

- 農地を売買又は交換したとき。又は、相続、贈与されたとき
- 農業委員会等で農地を貸借したとき。又は、解約したとき
- 農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営委譲するとき
- 組合員が亡くなられたとき（名義変更） 又は、組合員の住所や電話番号が変わったとき
- 納税組合を脱退されたとき
- 農地を農用地外（宅地・山林等）に転用するとき（農地転用に関する届出）
- 公共用地（道路・河川等）に買収されたとき

※毎年4月1日現在の組合員名簿と土地台帳を基準に新年度の賦課金を算定しますので、上記の移動があった場合は忘れずに届出を提出してください。

※届け出用紙は改良区に設置又はホームページよりダウンロードできます。ご希望により郵送致しますのでご連絡願います。

※農地転用や公共事業による買収で地区除外をされる場合は『決済金』の納付が必要となります。

【ご注意】 市町村や農業委員会、法務局等の公共機関で土地の権利移動の手続きを行っても直接土地改良区に届け出をしなければ組合員台帳の修正は行われません!

## 賦課金は期日を守って納入して下さい!

- 土地改良区組合費賦課金の納入は5月、6月、9月、10月までの全4期となっております。期日を守って納入頂きます様ご協力をお願い致します。

納入方法 ・納税組合

・窓口納付（JAみやぎ仙南、ゆうちょ銀行、土地改良区）

・自動口座振替（JAみやぎ仙南・ゆうちょ銀行・七十七銀行）

郵便局の振込用紙の支払いは、組合員に手数料110円加算されますのでご理解の程お願い致します。

- 賦課金の自動口座振替を希望される方は土地改良区までご連絡ください。

口座振替の手続きには、1ヶ月程度かかりますのでお早めに申し込みください。

なお、振替口座の名義人や口座番号等に変更が生じたときは、速やかに届出願います。

- 賦課金の未収納が発生した場合は、改良区役職員が一丸となって未収納金の回収を行っております。

- 組合賦課金の滞納者に対しては、関係機関の指導のもと滞納処分の手続きを行うようになります。

・支払いの意思が確認できない場合、又は分納契約が正確に履行されない場合には、財産の差押さえ等の処分を行う場合があります。

## 注意! 滞納賦課金は新組合員の負担

### ～土地改良法第42条 権利義務の承継～

- 農地の移動・売買の際は、賦課金滞納の有無にご注意下さい。その滞納は土地改良法上、新しい組合員へ支払の義務が継承致します。

- 競売物件には土地改良区賦課金の滞納有りとは明記されておりますのでご確認下さい。